

平成26年第1回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成26年3月24日（月曜日）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号） |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）東高山地区がけ地法面復旧工事請負変更契約について |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）勝負沢地区グラウンドアンカー工事請負変更契約について |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）東高山地区地盤改良工事請負変更契約について |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）甲子ガーデン1地区地盤改良工事請負変更契約について |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 西郷村一般職非常勤職員等の任用等に関する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 西郷村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第11号 | 西郷村保育園設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第12号 | 西郷村内保育園に係る保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第13号 | 西郷村企業立地の促進等による地域の産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第14号 | 西郷村まちおこしセンター設置条例 |
| 日程第15 | 議案第15号 | 西郷村公共物管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第16号 | 西郷村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第17号 | 西郷村定住促進住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第18号 | 西郷村営多目的路外駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第19号 | 西郷村公園条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第20号 | 西郷村下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第21号 | 西郷村農業集落排水施設条例の一部を改正する条例 |

| | | |
|---------|----------------|-------------------------------------|
| 日程第 2 2 | 議案第 2 2 号 | 西郷村給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 3 | 議案第 2 3 号 | 西郷村工業用水道事業条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 4 | 議案第 2 4 号 | 西郷村集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 5 | 議案第 2 5 号 | 西郷村道路線の認定について |
| 日程第 2 6 | 議案第 2 6 号 | 西郷村道路線の廃止について |
| 日程第 2 7 | 議案第 2 7 号 | 平成 2 6 年度西郷村一般会計予算 |
| 日程第 2 8 | 議案第 2 8 号 | 平成 2 6 年度西郷村墓地特別会計予算 |
| 日程第 2 9 | 議案第 2 9 号 | 平成 2 6 年度西郷村国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 3 0 | 議案第 3 0 号 | 平成 2 6 年度西郷村公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 3 1 | 議案第 3 1 号 | 平成 2 6 年度西郷村農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 3 2 | 議案第 3 2 号 | 平成 2 6 年度西郷村介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 3 3 | 議案第 3 3 号 | 平成 2 6 年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 3 4 | 議案第 3 4 号 | 平成 2 6 年度西郷村水道事業会計予算 |
| 日程第 3 5 | 議案第 3 5 号 | 平成 2 6 年度西郷村工業用水道事業会計予算 |
| 日程第 3 6 | 議案第 3 6 号 | 平成 2 5 年度西郷村一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第 3 7 | 議案第 3 7 号 | 平成 2 5 年度西郷村墓地特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 8 | 議案第 3 8 号 | 平成 2 5 年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 3 9 | 議案第 3 9 号 | 平成 2 5 年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 4 0 | 議案第 4 0 号 | 平成 2 5 年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 4 1 | 議案第 4 1 号 | 平成 2 5 年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 4 2 | 議案第 4 2 号 | 平成 2 5 年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 4 3 | 議案第 4 3 号 | 平成 2 5 年度西郷村水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 4 4 | 議案第 4 4 号 | 平成 2 5 年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 追加日程第 1 | 議案第 4 5 号 | 平成 2 6 年度西郷村一般会計補正予算（第 1 号） |
| 追加日程第 2 | 議案第 4 6 号 | 平成 2 5 年度西郷村一般会計補正予算（第 7 号） |
| 追加日程第 3 | 議案第 4 7 号 | 西郷村副村長の選任について |
| 追加日程第 4 | 発議第 1 号 | 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 5 | 請願・陳情に対する委員長報告 | |
| | 産業建設常任委員会 | |
| | 請願第 1 号 | 福島県内きこの原木産業の復興を求める請願 |
| | 陳情第 1 号 | 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について |

- 追加日程第5 発議第 2号 福島県内きこの原木産業の復興を求める意見書の提出について
- 追加日程第6 発議第 3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 日程第46 放射能対策特別委員会報告
- 追加日程第7 西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会調査経費について
- 日程第47 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第48 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第49 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第50 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第51 除染業務委託に関する調査特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第52 例月出納検査結果報告
- 日程第53 閉 会

・出席議員（17名）

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 佐藤厚潮君 | 2番 真船正晃君 | 3番 南館かつえ君 |
| 4番 藤田節夫君 | 5番 金田裕二君 | 6番 仁平喜代治君 |
| 7番 秋山和男君 | 8番 欠員 | 9番 小林重夫君 |
| 10番 白岩征治君 | 11番 矢吹利夫君 | 12番 上田秀人君 |
| 13番 高木信嘉君 | 14番 後藤功君 | 15番 佐藤富男君 |
| 16番 室井清男君 | 17番 大石雪雄君 | 18番 鈴木宏始君 |

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-------|----------------|-------|
| 村長 | 佐藤正博君 | 副村長 | 大倉修君 |
| 教育長 | 加藤征男君 | 会計管理者兼 会計室長 | 金田勝義君 |
| 参事兼 総務課長 | 山崎昇君 | 税務課長 | 金田昭二君 |
| 住民生活課長 | 保坂文夫君 | 放射能対策 課長 | 藤田雄二君 |
| 福祉課長 | 中山隆男君 | 健康推進課長 | 皆川博三君 |
| 商工観光課長 | 渡辺文雄君 | 農政課長 | 東宮清章君 |
| 建設課長 | 鈴木宏司君 | 企画財政課長 | 須藤清一君 |
| 上下水道課長 | 池田有次君 | 学校教育課長 | 高橋廣志君 |
| 生涯学習課長 | 相川博君 | 農業委員会 事務局長 | 近藤伸男君 |
| 代表監査委員 | 鈴木光明君 | | |

・本会議に出席した事務局職員

| | | | |
|-------------------------------|------|------------------------|------|
| 参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記 | 松田隆志 | 次長兼 議事係長兼 監査委員書記 | 藤田哲夫 |
| 庶務係長 | 池田早苗 | | |

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より報告がございます。

議案3件、発議1件が追加提案されました。議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午前10時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加議案の上程（議案第45号から議案第47号及び発議第1号）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました議案3件、発議1件につきましては、日程第44の次に追加日程第1、議案第45号、追加日程第2、議案第46号、追加日程第3、議案第47号、追加日程第4、発議第1号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程第1、議案第45号より追加日程第4、発議第1号までの議案3件、発議1件を一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（鈴木宏始君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日追加提案いたします議案は、議案第45号「平成26年度一般会計補正予算（第1号）」のほか補正予算が1件、人事案件1件の計3議案であります。

まず、議案第45号「平成26年度西郷村一般会計補正予算（第1号）」について

ご説明いたします。

さきに提出いたしました議案第27号「平成26年度西郷村一般会計予算案」の歳入歳出総額310億6,000万円に歳入歳出それぞれ5,400万円を増額し、歳入歳出総額311億1,400万円とするものであります。

補正理由といたしましては、平成26年2月8日から9日及び14日から16日の降雪に伴う農業用パイプハウス等の災害対策事業について、議案第36号「平成25年度一般会計補正予算（第6号）」の中に、県単独補助事業として福島県農業等災害対策補助事業を計上し、豪雪災害への迅速な対応を図る予定でありました。しかし、議案提出後、当該事業への国の補助金の嵩上げ、及び県単事業の内容変更等があり、県の予算措置も平成26年度での予算対応となったものであります。

そこで、当村においても平成26年度で予算措置することで、県予算との整合性を図るため追加補正予算を行うものでございます。

内容といたしましては、歳入予算として県支出金に豪雪農業災害特別対策事業補助金4,500万円を新たに計上し、財政調整積立金繰入金を900万円増額補正いたします。歳出につきましても、新たに農林水産業費豪雪農業災害特別対策補助金として5,400万円を計上いたします。

次に、議案第46号「平成25年度西郷村一般会計補正予算（第7号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、数次の補正を経て最終補正となりますが、歳入歳出それぞれ4,000万円を減額し、歳入歳出総額213億1,706万5,000円とするものであります。

補正理由といたしましては、先ほど議案45号の提案理由でもご説明いたしました、県での予算措置が平成26年度となったことに伴い、当村の予算措置も平成25年度補正から平成26年度当初へ組み替えるためのものであります。それに伴い、歳入につきましても県支出金の福島県農業等災害対策補助金を2,000万円、財政調整積立基金繰入金を2,000万円それぞれ減額し、歳出についても農林水産業費の福島県農業等災害対策事業補助金を4,000万円減額いたします。

次に、第2表繰越明許費補正についてであります。まず、今回の議案での減額にあわせ、福島県農業等災害対策事業を全額減額といたします。また、新たに繰越明許費として地デジ放送の難視聴地区解消事業であるテレビ放送難視聴対策事業3,235万7,000円を追加するものであります。

次に、議案第47号「西郷村副村長の選任について」のご説明をいたします。

西郷村副村長、大倉修氏は、平成22年4月から西郷村副村長としてその職責を果たしてまいりましたが、今年31日をもって任期満了となるため、再度副村長として選任いたしたく議会の同意を求めようとするものであります。

大倉修氏は、昭和45年西郷村に奉職し、参事兼総務課長等を歴任、村職員として36年間、平成22年4月から副村長として、常に第一線で職員を指揮し、村政推進のかなめとなって業務に当たってまいりました。

この間、平成23年3・11東日本大震災など未曾有の大災害では、村内全域にわたる被災箇所のいち早い復興に日夜奔走し、村民の安全、安心のために遺憾なくその手腕を発揮され、また地方分権や行政改革、経済不況化における村政運営など、数々の難局に対応してまいりました。今後の山積する課題に対し、諸施策を執行する上で大倉修氏の経験と卓越した決断力、実行力、実績、温厚で実直な人柄は村政進展に必ずや私を補佐していただけるものと考え、副村長に再度選任いたしたく議会の同意を求めます。

以上、本日、追加提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

補正予算に関する細部につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第45号及び議案第46号に対する細部説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、発議第1号に対する趣旨説明を求めます。

2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） 2番真船ですが、このたび会議規則に従って、発議第1号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を提案いたしました。

趣旨説明を申し上げます。

村長と地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額については、昭和39年5月28日付、自治給第208号自治事務次官通知によりまして、より一層の公正を期する必要があることから、第三者機関としての特別職報酬等審議会の設置を通知されました。この通知に基づいて、西白河郡内1町6か村によります西白河地方特別職報酬等審議会が平成8年11月21日に定められた額とし、今回遡及して適用することで、賛成議員と連署の上、ここに提出するものであります。

なお、詳細につきましては後ほどごらんをいただきまして、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の趣旨説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 提出議案に対する説明が終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎議案第1号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、議案第1号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第2、議案第2号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第2号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）東高山地区がけ地法面復旧工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第3、議案第3号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第3号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）勝負沢地区グラウンドアンカー工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第4、議案第4号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第4号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度(繰越明許費)東高山地区地盤改良工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第5、議案第5号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第5号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度(繰越明許費)甲子ガーデン1地区地盤改良工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第6、議案第6号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号に対する質疑、討論、採決

- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第7、議案第7号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第7号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
◎議案第8号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第8、議案第8号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第8号「西郷村一般職非常勤職員等の任用等に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
◎議案第9号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第9、議案第9号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第9号「西郷村職員の勤務時間休憩等に関する条例の一部を改正する条例」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第10、議案第10号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第10号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第11、議案第11号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第11号「西郷村保育園設置条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第12、議案第12号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第12号「西郷村内保育園に係る保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第13、議案第13号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第13号「西郷村企業立地の促進等による地域の産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第14、議案第14号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第14号「西郷村まちおこしセンター設置条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第15、議案第15号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第15号「西郷村公共物管理条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第16、議案第16号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第16号「西郷村道路占有料徴収条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第17、議案第17号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第17号「西郷村定住促進住宅条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第18、議案第18号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第18号「西郷村営多目的路外駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第19、議案第19号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第19号「西郷村公園条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第20、議案第20号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

4番藤田節夫君。

○4番(藤田節夫君) 4番藤田です。

議案第20号「西郷村下水道条例の一部を改正する条例」に反対……

○議長(鈴木宏始君) 4番、これは討論なので、最初に反対なら反対と表明、お願いしたいと思います。

○4番(藤田節夫君) 反対することで、討論に参加していきたいと思えます。

本条例案は、4月から消費税を5%から8%に引き上げることに伴い、村の下水道料金にかかわる消費税の税率を引き上げることを内容にしております。私たち日本共産党は、低所得者ほど負担の大きい消費税には反対をしております。公共料金である下水道料金に転嫁することで、村民の生活がますます厳しくなります。他の自治体の中には一部の公共料金は据え置くというような工夫をしているところもあります。今、村民の負担を増やすのではなく、むしろ軽減すべきではないでしょうか。

以上の理由から、議案第20号「西郷村下水道条例の一部を改正する条例」に反対をします。

以上です。

○議長(鈴木宏始君) 次に、賛成の討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第20号「西郷村下水道条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第21、議案第21号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第21号「西郷村農業集落排水施設条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第22、議案第22号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第22号「西郷村給水条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第23、議案第23号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第23号「西郷村工業用水道事業条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第24、議案第24号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第24号「西郷村集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第25、議案第25号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第25号「西郷村道路線の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第26、議案第26号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第26号「西郷村道路線の廃止について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第27、議案第27号に対する質疑を許します。
14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 議案第27号について質疑します。

平成26年度当初予算ということではありますが、17日の私が一般質問の中で取り上げました教育問題ということでもあります。私は17日の一般質問で、自分の持ち時間というものを勘違いしておりまして、ちょうど12時、頭から12時で終わりだなという勘違いをしておりまして、質問が中途半端に終わったということでございます。

それで、今回、教育費の中で、149ページの中学生海外派遣研修補助金300万円が継続されております。そのことについて伺いますが、今年3月、タイ国に派遣するということでありましたね。それで、中止になったということでございますが、その理由ということが私も教育委員会の会議録を拝見しまして、タイの政情が不安である。いろいろなそういうことで今回は見送るという結果でありますね。それはそれとして、私ども十分これは納得できるわけではありますが、今年度もまた中学生海外派遣というのが計画されていると。この間、私は教育委員会に対して会議録を、また今年のどういうふうな経過で決まったのかということでも会議録を出してくれということがありました。その内容、一部は、経過は納得したんですが、本年度の300万円のタイへの研修をするという、その議事録が出せないと。その理由たるや、議会で議決がされないということ。

議会の議決の先、普通は、物事はすべてきちっとした計画、そういう理由たるものをきちっと決めてから議会にはかかっていくのが筋なんですけど、逆なんですよね。その辺はどういうふうな考えであるのか、まず伺います。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） 14番後藤議員のご質疑にお答えいたします。

中学生海外派遣事業の教育委員会の議事録でございますが、1月30日に開催されました議事録につきましては、予算等の内容はこちらに入っておりませんが、議事録はその内容につきましては全部お出ししておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） ちょっと違うんだけど、今年度予算に上げたという、その議事録がないのかという。3月20日予定されている、それが中止になったということは納得しているんですが、今年また予算を計上している。物事は教育委員会ですべて決めるんでしょう。どこで決めたんですか。当然、教育委員会の中ですべて、事業をやるにしても、予算、今年はこういう事業をやる、今年はこういうことをやらないと、すべてそこで決まるんじゃないんですか。それがないということは、いつ、どこで決定したのか。その辺を聞きたいんです。ないから出せないというのでしょうか。それを明確にしていきたい。

通常は、教育委員会で全て合議制のもとで、事務局、ちゃんと議事録をとってやっているでしょう。今年、海外研修事業をやるに当たって、どこで決めたのか。それを明確にしてくれということ。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

1月30日の定例会では、ただいま後藤議員が申し上げましたとおり中止の決定につきましてはご説明をいたしました。予算の要求的には、具体的な説明につきましては議会の議決の前のため説明はいたしませんでした。通常、4月の第1回の定例会、そちらのほうで報告事項として説明はしております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今の説明では全然わかりません。私は単純に、今年、300万円を予算計上して、それをどこで決めたんですかと。今年3月30日、今の2年生が、会議録を拝見するとやむなく中止になったと。それはわかります。当然だと思いますよ。それで、今年度また継続してやると。それを教育委員会の会議録にはその経緯、話が載っていないわけです。ですから、私はどこでそれを、誰が決めたのかと。それがあいまい、全然不透明だったら、議会にはかっても、そんないいかげんなものかとなってしまいうでしょう。これは勘ぐったら、すべて教育委員会のいろいろなそういう予算に計上するものはどこで決めたのか。ただ、誰かが何となく決めたから予算に上げたとか、そういうふうになってしまうでしょう。

私は、教育のあれは、教育委員会がすべてそこで決めてやる、そういう認識です。ところが、そこが全然説明がないので、どういうことになっているんですかということのお尋ねなんです。もう少し納得のいく答弁をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長、休憩とりますか。

教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 後藤議員のご質問にお答えいたします。

平成26年度に中学生を海外に派遣すること、そのお金を伴って、そのことを含めて、いつ決めたんですかというお尋ねだと思います。先ほど課長のほうから答弁申し上げましたように1月30日の教育委員会におきまして、今回行けなかったこと、どうしても行けないので安全確保のため行かないことにしますという了承と、それから

この後のことにつきまして、今年行くことになっていた新しい3年生、そして新しく2年生になる子どもたち、通常2年生が行くことになっていますので、その子どもたちのことについて次年度行かせたいと、そういうことでここでお話をし、了承をいただいたということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 私も会議録をつぶさに読んだんですが、そういう、長年、よくとればですよ、やってきたものだから、当然また継続してやるという、そういう意思のもとには確かにそういうふうな、また継続してやると、そういう委員の皆さんの合意というものがあるかもしれない。それは私もわかるような気がします。しかし、私が言いたいのは、要するに何でも、これだけの多額な補助金を使って1つの事業をやるわけです。これ、教育委員会に限らずすべて行政の執行するに当たっては、我々議会議員にそれ相応のやはり理由付け、納得いく説明が当然必要なんです。

その点において、今回のこういうあいまいというか、改めて今年はどうですかと、そういう一つのことではかっていくなるともかく、その延長線上で、また今年もやるぐらいの、そのぐらいのあれでは、明確にいつ決定したのか、そういう教育委員会の会議録に載っていない。それで私は言ったんです。

それはそれとして、いたし方ないという理解せざるを得ないですが、教育委員会、戻りますが、何も決めないで、要するに予算を上げるのはおかしいんじゃないかと。今、説明があった、多少は私もそういうふうに思うけれども、しかし、厳格にきちっとした理由づけなり、今年もこれこれの理由で、これは何としても行かせるんだとか、その会議の中でいろいろ私も各委員の皆様の、わかります、それは。

私は、この前の、これは以前から言っておりましたが、この海外派遣事業、そのタイに中国から変わった経緯、それも非常に会議録を読んでいると、中国が政情不安、反日だと。尖閣問題、それからいろいろな問題があって、行けなくなる。その場合、今度はタイでもどうかという話なんですよね。そういう決め方、確固たる何か、西郷村と何か結びつきがある、あるいは中学生をそこに行かせてどれだけの教育効果があるとか、そういうちゃんとした裏付けが私には甚だないと思うんです。単なる1つの事業の、今までやってきたんだからというようなそういう延長線上で、また今度はタイに行くんだと。まったく私はそのことについて、全面否定するつもりはないですけども、そのことにとって、きちっとした理由付けがなっていないと。

そのことによって、また話は別になりますが、そこに生徒の行く、行かない、いろんな問題もはらんでいる。これは私は何回も申し上げていますが、その辺のいろんなこの事業に対しては、私もいろいろ、この間も申し上げましたが、いろんな意見があるんですよ。教育委員会の会議内容を拝見すると、そこまで各委員の皆さん、深く考えてやっていないんだと。私はその辺が非常にこの事業に対する1つの納得いかないというか、いろんな問題をはらんでいますから、そういうことにもかかわらず、そして、今年度またこの事業をやるということに対して、どこでどう決めたかもわからない。予算に上げる、きちっとしたプロセスも示されない。とんでもない話だと、こ

ういうように思うんですよ。その辺もう一度、どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 14番、休憩の後でいいですか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時02分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第27号に対する質疑を続行いたします。

14番後藤功君の質疑に対する答弁を求めます。

教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 後藤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問、2つあったかと思えます。1つは、タイに中学生を派遣することになった理由、もう一つは、教育委員会に予算のことを含めての説明ということだったかと思えますが、よろしいでしょうか。

1点目です。タイへ派遣した理由です。

議会でも何回かご説明を申し上げたと思えますが、子どもたちをこのところ何年か、外国に派遣してあげたいと思う気持ちがあるにもかかわらず、中国の、あるいは韓国の、そういう政情がありまして派遣することができないということで、ブリティッシュヒルズでその代替事業を行ってきたところでありました。しかしながら、やはりこのグローバルな時代、子どもたちを現地に自分の足で立たせたいというのが思いでありました。行けるところはどこかということになりまして、検討していたわけですが、行くからには受け入れということがあるものですから、受入先として私たちが支援をしていただける、そういう場所はどこかということになりますと、なかなか簡単ではありません。

そういう中で、タイという国が、今まで自然の家機構、那須甲子青少年自然の家の事業などを通して、西郷村とかかわりがあり、しかも4度向こうの子どもたちが西郷へ来ている。そのことを通して、今回、私たちが行くことについてお話を申し上げましたところ、今回は私たちが恩を返す番ですのでどうぞいらっしゃいというようなことで、支援をしていただけることになったものですから、ホームステイなど含めた事業を充実したものにするにはここがいいということになりまして、事前の視察をさせていただきながら、そこに決定したということでございます。

予算につきましての説明ですが、先ほど申し上げましたように、今回行けなかったことの中止並びに今後のことに話をした折に、次年度も委員さんたちも規模も承知していきまして、30人という規模でとのことでありましたので、そういうことに及ばずに説明が、金額の説明がなかったということでありまして、その点につきましては、今思えば説明をきちっとしておく、それも当然やるべきことだったなというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 教育長の答弁、前にもそういう話は聞いております。

それで、また今年も続けるというのを前提で申し上げますと、今年度予定していた17名に対して、随行員が7名、その是非も、私が2月に出した議会報告、それを出しましたら、いろんな内部をわかっている人だろうけれども、その中に、これはそれとして、その中身たるや、私もそれ匿名だから何とも申し上げないんですが、村職員だか役場職員だかわからないけれども、年度末の予算で余ったから、それを餞別代わりにもらうとか、はっきりそういう、私も内部的なことは全然わからないから、どうなんだろうかと、そういうことも、私が指摘した海外研修事業そのものに対する、私はもともと懐疑的なことで見ておりましたが、その中に実はこういうこともあるんですよと。なおさら、そういうふうなことを聞くと、非常にいいかげんなものなんだと。

まして生徒を30人の枠でやっているけれども、実は、いろいろ村のそういう上層部の人に顔のきいた人の、要するにそういうことで有力者が子どもを押し込んでいくんだと。私はいろんな説明の中で、作文を書かせたり、あるいは抽選でやったりとか、そういう公正なことでやっていますよと、そういうことで信用していたわけですが、実は違うんだと。もう行けない子は、どうせ、いわゆるつてがないとか、経済的に親が、なかなか自分たちは行きたくても、そういう親の経済的な理由、あるいは母子家庭とか、いろんなそういうことを考えると、子ども自身がおのずと遠慮してしまう。

私は、そういうことだから、そういうことに配慮したことはできないのかと。この事業そのものに対する是非を言ってきたわけです。

国際交流、この名前は非常に今日、多方面で叫ばれていますね。これは私も否定するものではございません。企業にとっても、我々にとっても、世界は1つの交流圏で、国外のことは全然、江戸時代の鎖国時代ならいざ知らず、今日なら到底、日本一国で鎖国などして生きていけないですから。持ちつ持たれつの関係で貿易をやって、その中で営まれているというような状況でありますので、私は大いにそういうことは否定しません。しかしながら、やること、方法がちょっといかがわしいものではないかと。でき得れば、これはやはり修学旅行というような、そういう観点から、全員一つのチャンスを与えたらどうなんだと。どうしても、自分はあまり行きたくないとか、家庭の事情とか、強制ではないですけれども、しかし全員にそういう体験をさせてあげたらいいんじゃないのかという私は思いなんですよ。何でそこに一つのそういう30人に分けたのか。そうすると、おのずとほかの大多数の生徒さんは行けないわけでしょう。そういう、誰にもそういう経験をさせてあげたいと、そういう理念があるのなら、最大限にこれは行政として考えてやるのが筋じゃないのか。それが無理なら、その事業はやはりみんなが参加できるような、国内においていろんなこともあるわけですから、そういうことを考えたらどうなのかと。

前の議会でも申し上げましたが、教育の機会均等のそういう精神からいえば、当然、そういう門地門閥、家庭環境とか、いろんなそういう経済的なこととか、そういう理

由によって、いや、わざわざそういう政策はとるはずはないですけども、しかしながら私は、機会均等のそういう教育基本法にうたわれているわけですから、やはり原点を考えながらこの事業を進めるべきじゃないのかと、こういうふうな考えなんです。

この点について、また改めて教育長に見解を伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 後藤議員のご質問にお答えいたします。

後藤議員がお話しになっておられますこと、一般質問の中でも何度かお聞きいたしました。原点であります機会均等、教育についての機会均等、子どもたちに対する機会均等、これは何度も申し上げたとおり私もまったく同意見でございます。しかし、義務教育という立場に立ったときには、これは後藤議員がおっしゃるとおりです。ですから、修学旅行含めて、そういうことについて西郷村の教育委員会も全面その配慮はしているつもりでございます。

しかし、社会教育としてのこの中学生の派遣につきましては、特に海外に行くということになれば、すべての子どもを連れていく、安全、安心のもとで連れていく、そういうことについては本当に難しいことでございます。

それで、ほかの事業と同じようなことになって申しわけない点もありますが、チャンスはすべての子どもさんに、入り口の部分で保障しています。行きたい子どもさん全員、手を挙げていただいて、この事業への参加の意思表示をしていただいたところでございます。

お話しの中にありましたように30人という規模で行くことになっていたわけですが、後藤議員がおっしゃるお話をお聞きしますと、入り口、その選考のところで実はとか、いろいろお話しになりますが、そういうことは教育委員会、まったくいたしておりませんので、この人はこういう理由によって連れていけないとか、そういうことはなくやっております。

経済的なことにつきましても、どうしても行けない方、例えば制度上でこういうふうになっている方という方につきましては、村のほうで全額ということで、パスポート等はちょっと難しいんですが、全額ということで、実際中国に派遣した折にもそのような子どもさんがおりましたし、そういう後藤議員がおっしゃるような配慮は、教育委員会としてもできる範囲でやっていますし、今後もやっていきたいというふうに思います。

重ねて申し上げますが、義務教育という場だったら、私ども教育委員会もこういうことはいたしません。ただし、外国に連れていくという、そういう中におきまして、社会教育として行う、その事業でありますので、機会均等、申されているとおり入り口のところでさせていただき、そしてあとは、子どもたちにそういうことが残らない、後藤議員がおっしゃったようなことが残らない、そういう配慮をこれからも細かく行って実施をしてまいりたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 教育長、もっともらしいことを言うんだけど、あなたは教育委員会の中でこういうことを言っているんです。いいですか。「そのとおりですね。口コミでいいところだよということになれば、また次の年にはつながっていく。特に保護者の皆さんが安心して、タイも子どもをやるなというように理解していただければそうなると思います。あとは、今回20名で承認いただいています、公的に再募集はしません。ただし、行く子どもたちの中で、誰々ちゃんが行くなら、私、行けばよかったとか、そういう個々のことが動きが生じるかもしれません。それは30名の範囲の中で考えればできることなので、絶対だめですとか、そういうことではなくて、ちょっと幅は持ちたいというふうに思っています。それもいずれ報告、そういうふうになったときには結果報告になると思いますが、させていただきたいと思っています。抽選などを生ずるようなことはしません。もうそれは終わりましたということにしたいと思います」このように述べているんです。

そうすると、今、教育長がおっしゃったことは、会議の中ではもう終わりました、あとはしませんよと。ここが私、引かかる。いろいろ、言葉をあげたら切りがないんだけど、そして、先ほど義務教育ではできないけれども、社会教育の中ではやっている。これも私も文科省、あるいは県に問い合わせたら、そういうふうにはそれは可能であるというふうにおっしゃっていました。しかし、決してそれが望ましいとか、そういうことではないですよ。ですから、それはわかります、確かに。義務教育の中では、機会均等の精神からやっていけない。社会教育の中で振っているわけでしょう。その事業がこの社会教育ということであればできるという前提があるからこそ、この事業をやっている。しかし、一般のそういう法律に詳しく、我々も以前はまったくわからなかったけれども、この問題を取り上げて、私もそれなりに調べ上げてやっているわけですから、そういうことで一般の人は、まして子どもたちなんていうのは、社会教育だからどうか、義務教育であつたらだめだとか、そんなことはわかるはずはない。しかし、法律には、それは認められるんだといっているですよ、しかし、実際の教育現場ではどうなんだと。声なき声、あるいはそういうことも保護者なり、教育現場というの、何度も前にも申し上げましたが、やはり弱い立場なんです。保護者あるいは子どもというの、学校の先生が、やっぱり一番そういう一つの権威あるものだと考えているから、あまりそのところにちょっとおかしいなと思ってもストレートに言えない部分があるんです。いわば、保護者にとっては自分の大切な子どもさんですから、人質にとられたようなもので、いろいろ申し上げにくいことがあるんです。

ですから、私がこの問題について議会報告を出したら、そういうふうに、声なき声としてさまざまな人から来るわけですよ、実はこうなんだと。そのことに対して、教育長は、ただいま、さも自信あるように絶対的なそういう、何か法律では違反していないんだから大丈夫なんだと。そういうひとくくりになると、これは非常に、じゃ、あなたのやっていることは何だったのかと。この前もそうでしょう。当然、一般職であるんだから、佐藤正博村長の出陣式に出たということは、あり得ない話なんです。

そういうこと、いろんなことを考えると、なかなか教育長がこの場でそういうことを言われても、私は、はいそうですかというようなことにはいたしかねる、このように思うんです。

この問題について、私がしつこく申し上げているんですが、非常に世の中、教育それからいろんな宗教問題とかタブーな領域なのか何か知らないけれども、こういうことを非常に世の風潮として、例えば教育委員会に物申す、あるいはその内容に踏み込むということは、非常にタブー視されている風潮がある。橋下市長などは、教育委員会そのもの、あるいは教育行政に関して、かなり踏み込んだ改革ということで意見を言っていますね。私も全面的とは申しませんが、かなり理解できる部分があります。

こういったことをやはり為政者たる教育委員会の教育長さん、執行者側はそういういろんな意見あるいは疑念とか、もう少し透明性、先ほど教育長は公正にやっていますよと言われますが、しかしながら、私に届いている声は、いや、違うんだと。その辺の一つの問題の捉え方に非常に乖離があると。

繰り返しますが、教育長自身が、やはり一般職としてのそういう振る舞いをしていいのか、この辺にも非常に問題がある。これは村長自身の任命権者にも問題がある。その辺をやはりきちっと、そういう公務員としての立場なり、そういうものをもう一回きちっと整理して教育行政に当たっていただきたいと思います。このようなことに対して、再度見解を伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、後藤議員の議会報告、私も読ませていただきました。届いてまいりましたので、読ませていただきました。その中で、後藤議員がふれておられました、もう終わったとか、教育委員会の議事録の中で話された、あそこの部分だけとお話を書かれておりますよね。ですので、その流れの中で申し上げますと、こういうことだったと思います。

まず募集をしました。締め切りがありました。30人の枠での募集だったんですが、でも20人の応募で終わったんです。そのことを期間がないこともありまして、会議を開く中でご報告をしながら進めていくことになっていました。海外派遣の実施運営委員会、ここで、あるいは教育委員会でご了承をいただくことができました。受け入れ先が向こうもあるものですから、30人という枠は広げることは、あの時点ではもうできませんでした。そういう中だったものですから、30人に対して20人の応募、もうこれでやります。しかし、先ほど後藤議員も申されましたように、私も申しあげましたが、そのときに。子どもたちはやはり海外に行ったり、どこどこに行くときに、友達のことがうんと気になるんです。誰さんが行くならという思いは、男の子も女の子も持っているんです。誰かが行くならと。そういうことの中で、動きが多分出るだろう。その幅は持たせていただきたいという趣旨で申しあげました。ただし、30人を超えてというのは、受け入れ先があるので、それはもうできないという意味での私の言葉だったと思います。

この話の言葉が、いろいろな意味にとられたとすれば、本当にそれは申しわけないことであったと思います。そういう趣旨で申し上げたことですので、この場をおかりしてそのことを申し上げておきたいと思いました。

2つ目に、透明性とかのことですが、このことにつきましては、透明性をできるだけというふうに思い、開かれた教育委員会というふうに申し上げておりますので、今後もそういうことについては進めていきたいというふうに思っております。委員長にもお願いしたいというふうに思っています。

一般職のことがありましたが、これはこの前の議会で申し上げましたように、私の不徳のいたすところもありましたのでということをお願いしております。私個人というのと、それから職というのと、それから私の立場が一般職であり特別職であるという複雑な立場でもあるものですから、よくそういうことをわきまえた上でというふうに思っておりますので、改めてご理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 教育長、誰々ちゃんが行くと、まさに私が言いたいのはそれなんですよね。要するに、30人、もっと行きたい人が潜在的にあるわけでしょう。わたしも行きたいなど。そういう子どもの心情を私は、人数的に問題、できないんだと、そういうふうにおっしゃるけれども、私の子どもたちの心情は、誰々ちゃんが行くなれば私も行きたいと。これに集約されている、子どもの心情として。であるならば、もっと可能な限り、何かいい方法はないのかと。そして、片や大人が7名の随行員が行くんだと。これは安全上のどうのこうの云々、それは確かにありますね。私も決して一般の我々の大人の旅行みたく、たいがい団体旅行というのは15名に区切って添乗員1人だと。管理しやすいのは、私がプロの添乗員から聞くと15名なんだと。その辺が一番連れて歩くのには管理しやすいと、そういうことを聞いております。

ですから、一般の旅行のそういう範疇から言えば、それは同列には決して論じられないけれども、しかしながら、17名に対して7名というのはあまりにも多過ぎるのではないかと。

それ以前に、だったら、その子どもの、大人は無料なんだから。子どもは取る、負担金がある。その分、もっと減らして子どもの枠を増やしたらどうなんですか。いろいろ、そうならばこうだと、いろいろあります。先ほど経済的に余裕のない人は全額負担するんだと。しかし、抜け落ちている部分があるんです。これは旅行代金が個人負担5万円から7万円、そのぐらいの範囲だと、私はそう聞いておりますが、決してそれだけでは旅行は行けないですね、現実的には。それは海外旅行をするのには、やっぱり下着も新たに買ったり、何かちょっと服も買うとか、いろいろな準備がある。あるいは小遣いはどうなんだと。これも何万円以下しかだめですよとか、いろいろあるでしょうけれども、しかし、文無しでは行けないはずですよ。そうすると、やはり自己負担金プラスその倍ぐらいの金は当然必要だと。そうなってくると、やはり15万円とか、その辺は当然かかってくる。

そういう現実的なことが起きてくるわけですよ。だから、いくら理念として、そんな

ことない、みんな門戸を開いています。行けない人は全額出してあげますよとは言われても、現実にはそういうことが起きているんです。

その辺をどういうふうに、また、誰々ちゃんが行くならと、そういう子どもたちの素朴なそういう思いというものを、果たしてどこまで斟酌しながらやっているのかということ、教育行政は。私は、単に平等主義という短絡した考えではないですよ。やはり一番多感な中学生時代、そこで妙な変なあつれきを生まない大人の知恵がないのかと。そうすると、行けない人の非常にあつれきみたいなものになって、思い出深い中学校生活がある意味ではねたんだり、ある意味では行った人は優越感に浸ったり、こういうことをなぜ植えつけるようなことをしてしまうのか。そういう根本的な、教育のあるべき、本当はそういうところに配慮してはどうなのかなと。

これは、例えば役場の職員あるいは教職員の人も、毎年行われるわけですから、以前にも18回やってきた。その中で、いわば順送りの、じゃ、今年は私らの行く番だ。大人の旅行のローテーションで、悪くとればですよ。そういうだけのあれになってしまうのではないか。形骸化して。教育長も、あと生涯学習課、補佐も3名でもう下見の事前研修に行ってきましたけれども、私も読みました。それはそれで当然あって然るべきでしょう。しかし、それがいわば子どもたち本来のそういう意義よりも、むしろ大人の勤めている限りにおいて、仕事とはいえ、何かそういう海外旅行の恩典というか、悪くとったら切りがないんですが、そういう変な既得権化してしまって、その事業そのものがどうも外れているんじゃないか。

先ほど申しましたように、そこにいかがわしい、予算が余ったから、そこで小遣いの的に使ってしまう。こんなことは、これが本当とすれば、言語道断、大変なことになる。そういうことをいろいろ踏まえれば、これはやはりいろんな観点から、もう一回考え直すべきだと、このように思います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

後藤議員、いろいろ幅広くお話をいただいています。教育委員会が行っていること、何かまずい、私が答弁しているのと違った何かがあって、そういうことをやっているのではないかというようなお話にも、私お聞きしまして、残念だなと。私たちはそういうふうに思われているんだと、信頼されていないということですね、簡単に言うと。

ですが、一言言わせていただければ、私どもは子どもたちを本当に海外に行かせてやりたいという、こういう本当のその原点の気持ちから、いろいろ考えをさせていただいた上で、受け入れのこととか、派遣をするに当たってのこととか、さまざま配慮をしながらやってきているつもりであります。

今、ご指摘ありましたようなこと、教育の機会の均等のことから始まって、いろいろ幅広くいただきましたので、そのこともよくお聞きしました。改めて私たちがそういうふうに思われないでできること、しかし、できないこと、両面あるので、後藤議員がおっしゃったようなことで、私たちがさらに加えてできること、そういうことに

についてはよくそれぞれの組織がありますので、その中の意見もよく聞いて、そして実施させていただきたいというふうに思っています。

子どもたちをぜひ外国に行かせてやっていただきたいという気持ちでおりますので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 教育長は、ただいま、もう少し信頼しろと。当然それはわかります。しかし、子どもはいろいろ自分の主観もできるだけ控えているんです。やはりそういういろいろな赤裸々な問題、それからこの問題に対する本質的なものはどうなんでしょうと。そういう視点から申し上げているんです。何も最初からそうだと、そういうことではないんです。だから、いろいろなあらゆる角度から精査して、それから人の意見、そういう声なき声も聞いて、私はそういう立場で申し上げているんです。

教育長が、もし何か、私の申し上げていることに開き直るなら、それは開き直って結構です。私は何ぼでもやりますから。それだけは申し上げておきます。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 傍聴席からの発言は禁止されておりますので、ご注意ください。

○14番（後藤 功君） そういうことでありますので、この問題についてはまた次回、質問いたしたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第27号「平成26年度一般会計予算」について、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、提出議案の質疑を続行いたします。

◎議案第28号から議案第35号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 日程第28、議案第28号から日程第35、議案第35号まで一括して議題とします。

一括して質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続いて、一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまより本8議案を一括して採決します。

本8議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、本8議案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第36、議案第36号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第36号「平成25年度西郷村一般会計補正予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号から議案第44号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第37、議案第37号から日程第44、議案第44号まで一括して議題とします。

一括して質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続いて、一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまより本8議案を一括して採決します。

本8議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、本 8 議案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 5 号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第 1、議案第 4 5 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 4 5 号「平成 2 6 年度西郷村一般会計補正予算（第 1 号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第 4 5 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 6 号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第 2、議案第 4 6 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 4 6 号「平成 2 5 年度西郷村一般会計補正予算（第 7 号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第 4 6 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 7 号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第 3、議案第 4 7 号であります。ここで大倉修君より議案第 4 7 号については、自分に関する案件でありますので、退席したいという申し出がありました。これを許可します。

（副村長 大倉 修君 退席）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 0 5 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後1時06分)

○議長(鈴木宏始君) それでは、追加日程第3、議案第47号に対する質疑を許します。
(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第47号「西郷村副村長の選任について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。
よって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩いたします。

(午後1時07分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後1時07分)

(副村長 大倉 修君 復席)

○議長(鈴木宏始君) ここで副村長に発言を求められておりますので、これを許します。
副村長、大倉修君。

○副村長(大倉 修君) 貴重なお時間をいただきまして、発言の機会をいただきました。
まことにありがとうございます。

ただいま副村長の再任の議案につきましてご同意を賜りまして、議長さんはじめ議員皆様方に大変お世話になりました。本当にありがとうございます。

もとより微力ではございますが、佐藤正博村長の掲げます村づくりにつきまして、村長の命を受け誠心誠意頑張ってまいりたいと思っておりますので、議員皆様方のご指導を今後ともどうぞお願いを申し上げまして、御礼のご挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございます。よろしく申し上げます。

◎発議第1号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第4、発議第1号に対する質疑を許します。
(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

15番佐藤富男君。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩します。

(午後1時10分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後1時10分)

○15番（佐藤富男君） 追加日程第4、発議第1号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から意見を申させていただきます。

なお、この問題につきましては、非常に議会の根幹にかかわる問題がありますので、若干長くなるかもしれませんが、私自身の所信を述べさせていただきます。

今回、真船正晃議員外5名の賛成によりまして、村長等の給与を改正する条例が提案されました。この内容を見てみますと、昨年の平成25年4月1日から村長の給与が30%削減するという条例改正案を私が出しました。そして、この条例案が可決されまして、昨年、平成25年4月1日付で村長の給与が30%削減されてきたという経緯にあります。

そして、今回、真船正晃議員が出されたのは、この30%削減をやめよう、なくすということで今回、もとの条例にありました金額、いわゆる82万9000円に戻すということでございます。それもまた、尾ひれがついて、なんと平成25年4月1日、1年前にさかのぼって給与をまた30%もとに戻すということです。総額で297万円、300万円近い金をまたここで支出して、村長に返してやれという条例改正であります。

そして、その根拠というものは、平成8年11月21日、今から18年前、さかのぼって報酬審議会で決めたものまで直せというだけの話であって、私たち議会が平成25年3月議会で提案し、そしてまた議決したときの根拠となるものについてはなんら説明がなくて、その改正する理由が全く私には理解できないという状況であります。

そもそも村長の給与をなぜ30%削減したのかということとをまず説明しなければならぬ。これは平成24年第4回定例会において、いわゆる西郷観光株式会社、いわゆるキョロロン村を運営する西郷観光株式会社の管理運営について、当時、村長でもありましたし、村長が取締役でもあり社長でもあったという経緯を踏まえながら、長い間、この西郷観光株式会社が運営されてきたと。しかし、平成23年ごろに西郷観光株式会社の元社員の方々数名が、数名といっても11名が会社をクビになったり自主退職しているということで大きな社会問題になりました。その中で、西郷観光株式会社が西郷村に対する指定管理業務委託料を請求する上で、指定管理の業務の仕様にあるものを何もしない。また購入すべきものも購入しない。それを購入しないものを購入したという偽りの報告書を出して、やらなかった仕事もやりましたという偽りの報告書を出して、そのお金を長期にわたって請求し続けてきた。これが結果的には数千万にわたる、私の計算では。

この管理委託業務というのは、あくまでも村民の血税から賄われております。ですから、それが元社員の証言によってそれが判明した、これは事実。そして100条委

員会をつくってこの問題について調査特別委員会ができて、調査特別委員会は議会の議決を経た、議会の意思として決定したんですが、この中には7つの改善項目がありました。しかしながら、特にこの7つの項目の中で私が一番問題としたのは、そういった偽りの指定管理業務報告書を出して、そして偽りの報告書によって、請求によって西郷観光株式会社が得た不当な利益、これを返していただきなさい。そして、その金額が幾らになるか、きちんと村として精査をして、監査をして、妥当な金額を割り出して、そして村民にも、議会にもわかるようにきちんと報告しなさいというのが委員長報告だった。しかし、これがいまだに何ら議会にも、村民にも報告がない。ただ、何も問題がなかったというだけ。しかし、これは元社員の証言ではっきりしています。

そしてまた、大きな問題として、いわゆる基本協定を結びます、指定管理者の間に。そのときにその条項には、やはり指定管理者として、村に代わって公共施設の管理運営を行うという本当に大切な業務を行う会社ですから、この管理基本協定に沿ってきちんと間違いのない、そして公明正大に業務を行い、請求も行わなければならないという協定がある。それらの協定書、条項をまったく無視をして、長年にわたってそういった不正な請求をしてきた。

だから、村長は、本来であれば、この間、新聞に出ましたけれども、議会の議員がわずか会社の数%の売上金の業務を町から請け負ったために、先日、ある議長さんが兼業禁止規定に抵触することで罷免されました。会社の売上の数%、本当は2分の1以上というんですけれども、通常兼業禁止は。しかしながら、今回、村長そのものの民間会社、西郷観光株式会社の取締役をやっている、社長もやってきた。そして、自分が業務を発注する側と受注する側で、お互いになあなあでやってきた。これが大きな悪の温床なんです。そのために村の必要でなかった税金を、皆さん方の税金を不要に、また必要以外のものまでも支払ってきた。だから、これはきちんと精査をして、返すべきものを返してもらいなさいというのが今回の村長に対する委員会の報告だった。それをやらなかったから、私は憲法にもある村長の不作為行為でしょう。議会というのは、いいですか、ここから説明しなければならない。議会というのは、執行機関の行財政の運営や事務処理、また事業の実施がすべて適法、適正に、しかも公平中立、そして効率的に、そしてまた民主的になされているかどうかを批判し、判断するというのが我々議会の職務であります。そして、村長が独断先行して、村民本意の村政でなくて、一部の方々の利権のために行政を行うことを防ぐという意味もあるんです、議会というのは。

だから、私たちが委員長報告で言っている、いわゆる不正でないというならば、きちんと監査委員が、西郷観光株式会社の経理、調べて、また裏の財務規則等も調べて、適切、適法に行われているか、返してもらわなければならないのか、あったのかということきちんとやらなければならないんです。やる必要があったんです。議会でやれというのですから。

それをまったく無視してきたということは、ましてや議会というものは何なんだということ。これでは議会は要らないです。議会不要論なんです。議会で決まった

ことを村長は執行しないなら議会は要らないです。それこそ議会議員の報酬も含めて、年間1億円もある経費、議会をなくせばみんななくなるんです。それでもいいんじゃないですか。ならば、議員定数も5名、6名減らして、きちんとした監視ができないのであれば、議会なんか要らないです。

だから、そういうものをやらないで、まして今回のように監査委員も調べない、そして、ただ選挙が終わって、選挙洗礼を受けたから、議会の与党議員が多いから何かとかということだけで、簡単に1年前にさかのぼって、村長の方針をまたもとに戻せというのは、私から見ればあまりにも横暴過ぎる。そしてまた、私はそのときに言いました。このキョロロン村の問題と、もう一つは、原発問題で、村民の方々が、子どもたちが本当に甲状腺検査の問題、そして農作物の問題、精神的苦痛の問題、こういった問題があるから、私は議会において、原発事故にかかわる賠償問題、審査会を立ち上げる、条例を出してつくった。村民の皆様方から、そういった賠償にかかわる問題を受け付けて、そして村が一生懸命やってあげなさいという条例をつくったんじゃないですか。この条例すらもう2年以上も放り投げておいて、何も実施しない。

だから、村長は不作為でしょう。不作為するのであれば、当然30%ぐらいの給与削減は当たり前だと、私はそういう信念、強い信念でもって出したわけです。

今回、真船正晃議員が出した30%もとに戻すという理由が、平成8年の報酬審議会が決めたことだから返せと、そういうあまりにも、私からすれば子どもだましみたいなことだと思います。まして、今、報酬審議会ないんです。報酬審議会は平成13年か14年になりました。そして、各自治体で、そしてそこで、各自治体の財政状況を鑑みながら、きちんと村民に理解を得られる報酬を決めましょうということにしたんですよ。私の議長の時。菊地村長の時代です。それから、委員も決めたいけれども、その報酬審議会に村があったんです。それだって、今は開催していないでしょう。

だから、公明正大にやるのであれば、やはり決められたことは決めたこととしてやる。だめなものはだめでやる。私も来年選挙です、村会議員選挙。当然私も洗礼を受けます。私が間違っているなら、当然私を落としてください。私が必要な人は私を支持してくれます。それでいいですよ。

ただ、今回のように、ただ村長選挙が終わったから、すべて無罪放免とか、議会の数が増えたからどうこうでなくて、真に住民の立場に立って、本当に議会が議会の権能を果たし、職責を果たしているかということを見なければならぬ。村長は村長として真摯に議会というものは、選挙の洗礼を受けて、いわゆる村民の代表者が集まっている場所なんですから、その方々の意見が決まったならば、それを真摯に受け止めて、真摯に行政執行していかなければならぬ。このことが議会がない、だから議会の根幹が問われている。私はそう思いますし、村長自身もこれからいろいろと続きます。本当に村長が対話の村政を築くと、そしてこんなことを私がやらないで、事前に議員の皆さんと話し合いをして、このことの問題についても、30%下がったけれども、どうだろう、この辺で上げてくれないかと真摯に相談をして、我々とこんな議

会でやらないで、仲よく話し合いしながら村民の理解を得る妥協点を見出していくんだという、そういう姿勢を示さなかったら、今後の行政運営、全ての行政運営について大きな汚点を残すし、やっぱり問題点を残すと思います。

そういう意味で、私はあえて、議案が可決されようが、否決されようが、私自身は絶対にこの問題については理解できないし、なんら改善されたこともないし、引き上げる理由は何もないということで反対の表明をいたします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 賛成討論。

5 番金田裕二君。

○5 番（金田裕二君） 発議第1号について賛成の立場から討論を申し上げます。

村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を申し上げます。

提案理由にありますとおり村長などの給与は、西白河地方特別職審議会で十分審議され、西郷村のみならず矢吹、中島、泉崎等、これらもこれに基づいて決定されることであると考えております。

こういった意味から、昨年3月の決定が法的に問題ないとはいえ、懲罰的な意味での減額は筋違いであると考えております。これは昨年3月に新聞に載っておりました今井福島大教授も、議員が議員発議で一方的に決めるのも手法自体無理があるのじゃないかという論評をしておるとおり、ここは一刻も早く本来の姿に戻すべきだと考え、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 反対討論ございますか。

16 番室井清男君。

○16 番（室井清男君） 16 番室井であります。

本件について、私は反対の意を表します。

甲子の観光をめぐってのかなりの金が支出されておったわけでございまして、この支出された金が1円なりとも返還されるようなことなく、ここで決められるということには甚だ村民といたしましては納得のいかない話です。これはどうあっても、やはりあの観光において、どうにもならないような支出がされてしまったということは、これは村民の責任もなし、我々議会の責任でもないです。村長の責任なんです。村長の責任において、あそこで支出されたかなりの多額の金は、これは村長の責任において、西郷村民に対して返してもらわなくてはならないものでございます。ここにおいて、もしこれが可決されて、このことが通ったとなれば、これは当然、裁判所において返済を求める訴訟もこれから起こさなければならないと思います。

ですから、そうならないようにするには、ここでもって本件を否決すべきだと私は思いまして、ただいまの議案に対して反対の意を表するものでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 賛成討論ございますか。

1 番佐藤厚潮君。

○1 番（佐藤厚潮君） 1 番佐藤厚潮です。

私は賛成の立場で、発議第 1 号に討論申し上げます。

私は先日、3 月 2 日の村議会議員補欠選挙におきまして、多くの村民の方の意見を聞いて立候補いたしました。その際に村長の報酬として、この西郷村の規模に見合った報酬を与えるべきだ、しかもその責任を果たしてもらうためにもそういった報酬を払うべきだという多くの村民の意見を聞きました。そして、その結果が村長選挙の結果であり、私、村議会議員補欠選挙の結果だと思います。

以上の理由で、私はこの発議第 1 号に賛成討論といたします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 反対討論ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第 1 号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第 4 5、請願・陳情に対する委員長報告であります。

請願第 1 号及び陳情第 1 号に対する産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、後藤功君。

○産業建設常任委員長（後藤 功君） 1 4 番。

産業建設常任委員長、審査報告します。

本定例会において、産業建設常任委員会に付託されました請願 1 件、陳情 1 件につきましては、3 月 7 日、本会議終了後、第二会議室におきまして全員出席のもと委員会を開催し、審査をしたところであります。

厳正なる審査の結果、請願第 1 号「福島県内きのご原木産業の復興を求める請願」につきましては、採択すべきものと決しました。

また、陳情第 1 号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」につきましても、同じく採択すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

○議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

請願第1号及び陳情第1号の2件を一括して採決します。

2件に対する委員長報告は、いずれも採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、2件はいずれも採択することに決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長(鈴木宏始君) ここで、発議2件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第5から追加日程第6として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

発議を配付いたします。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩いたします。

(午後1時36分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後1時37分)

○議長(鈴木宏始君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) それでは、追加提案されました発議2件につきましては、日程第45の次に、追加日程第5、発議第2号及び追加日程第6、発議第3号としますので、ご了承願います。

◎追加日程の一括上程(発議第2号及び発議第3号)

○議長(鈴木宏始君) それでは、追加日程第5、発議第2号及び追加日程第6、発議第3号を一括上程します。

おはかりします。

追加提案されました発議第2号及び発議第3号は、ただいま採択されました請願・陳情に伴う意見書提出の議案でありますので、提案理由の説明を省略し、一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認め、一括して議題といたします。

◎発議第2号及び発議第3号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 発議第2号及び発議第3号に対する質疑並びに討論につきまして

も省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認め、これより採決します。

発議第2号及び発議第3号の2件を一括して採決します。

2議案は原案のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、2議案はいずれも原案のとおり可決されました。

◎放射能対策特別委員会報告

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第46、放射能対策特別委員会報告の件を議題とします。

本件について、副委員長の報告を求めます。

13番高木信嘉君。

○放射能対策特別委員会副委員長(高木信嘉君) ただいまの報告の前に、今日配付しております放射能特別委員会の報告書がお手元にいつているかと思えます。その中の18ページ、年度の訂正がありますので、よろしくお願ひします。18ページの6、最後にとりところから5行目あたり、平成25年度となっておりますけれども、平成26年度に訂正を願ひます。そして、平成27年6月とありますけれども、平成28年3月、括弧して平成27年度までに住宅地の除染等ということで訂正を願ひます。

それでは、放射能特別委員会の報告をいたします。

委員長が不在ですので、私、副委員長の高木から報告させていただきます。

お手元に委員会報告書として配付しましたが、ごらんください。1ページ、1番目から4番目まで、設置の概要、名称、目的、委員会の構成とまとめました。2ページ下段より、委員会の活動概要を時系列にまとめました。放射能特別委員会は、総合調整会議及び村民の損害賠償請求等にかかわる促進部会を含め、52回の会議を開催してまいりました。要望、抗議活動については、合わせて4回行いました。ADR関連活動については、15ページにまとめてございます。同じページにアンケート調査をまとめてございます。村民と議会の対話集会は2回開催しましたが、村民の関心の高さに驚かされたと結びました。

平成24年3月には、西白河郡内の町村議会が足並みをそろえて、国または県に対して要望書を実施すべく、西白河地方議会放射能対策連絡協議会を設立いたしました。

17ページの議員提案条例でございますが、西郷村原子力損害賠償対象審議会条例と西郷村子ども診療所等誘致条例の2つの議員議案として提出し、成立しましたが、執行者である村長がいまだにこの条例を執行しないことはまことに残念なことであるとまとめました。

また、広報活動として4回、特別委員会としての広報を村民向けに提出いたしました。

報告書、最後のまとめでございりますが、読み上げます。

「当委員会が設置され、これまで52回に及ぶ会議を開催し、前に述べたとおり要望、抗議活動をはじめ視察活動、ADR関連行動、アンケート調査、村民と議員との対話集会、西白河地方議会放射能対策連絡協議会の設立、さらに議員提案条例の制定や広報活動などさまざまな活動を行ってきた。村が実施している除染対策事業については、平成26年度までに発注を終了し、平成28年3月並びに27年度末までには住宅地の除染が完了する予定である。

平成26年3月11日に東日本大震災が発生してから丸3年が経過し、この間、村民と議員、執行部と職員は一体となって、この災害対策に取り組んできた。国あるいは東京電力からの補償金については、西郷より放射能が比較的少ない地域が西郷よりも多い補助金を受領しているなど、村民、議会議員とも納得のできるものではなく、抗議を続けてきたが、我々の力不足を感じた。

昨今、原発事故の風化が目につくようになった。そして、最近、特に政府の取り組みに危機感がなくなったように感じてならない。それには当事者である福島県民が原発事故発生時の緊張感を持ち続けるのも必要である。福島県の放射能問題は今後とも福島第一原子力発電所の廃炉が終了するまで続くわけだが、丸3年を経過し、除染事業の発注完了によってめどがついたものとする。

委員会発足からこれまで、議長をはじめ議員各位のご協力と各委員における課題に対する調査、研究、意見、調整などの積極的な取り組みに対し敬意を表し、心から感謝を申し上げ、放射能対策特別委員会の最終報告とする。」

なお、19ページ以降には、これまで委員会活動として提出されてきた要望書、抗議文、さらにはそれらの新聞記事等を資料として添えていますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 副委員長の報告が終わりました。

町村議会の運営に関する基準第94条により、質疑を省略いたします。

本報告書についてご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、委員会報告書は原案のとおり可決されました。

次に、おはかりいたします。

放射能対策特別委員会による調査の件は以上をもって終了したいと思います。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番ですが、先日、1月17日付で私が放射能対策特別委員会の委員長を辞任するということでありました。これは1つには、村民のための原発事故による損害賠償審査会、これを条例をつくったけれども、村長がこれを立ち上げないということへの抗議、またもう1点は、これから起こり得る甲状腺がん、子どもたちのこれから深刻な問題が起きます。これが2年に1回しか検査してもらえない。

やはりこれはいつでも検査をしてもらえる、そしてまた、最低でも半年に1回ぐらい診てもらえるような子ども診療所を西郷村に誘致しようという条例も私は提案し、可決されました。しかし、これも村長が条例を立ち上げない。

こういったことに私は反論して、抗議を含めて委員長を辞任したわけでございます。ただ、今回の委員長報告については、私は相談も意見も、委員会以外は聞いておりませんので、ちょっと委員会でというよりも議会の中でそれなりの詰めの中身の濃い報告があるかと思っていたんですがなかったの、あえて申し上げますが、私は委員長は辞任したけれども、委員会をなくすことについては、私は賛成ではないんです、今。村民の多くの方から、やはり特別委員会を残してくれということでの意見がたくさんありました。今でもあります。だから、私は委員会そのものをなくすということについては反対なんです。

その中で、今回、委員長報告の中に、「最終報告とします」という非常にあいまいな玉虫色の言葉があったんですが、これが実際どういうことなのか、村民の方々はわからないと思うんですね。特別委員会について、どうしてそういった最終報告になったのか、今後どうするのかについて、きちんとやはりこの議場において説明すべきだと私は思います。このことについて、きちんとした対応、説明を求めたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後1時50分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時51分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま15番議員のご発言がございましたが、確認したところ、議事進行発言であるというお話でございます。

ただいまの15番議員の発言に対して、議長から申し上げたいと思いますけれども、ただいま、この次第書、口述書のとおり、私としては報告書について、副委員長の報告どおりで異議ないかという問いを發して、異議なしを認めたわけですね。そして、委員会報告書は原案のとおり可決されましたというところまで来ておりますので、いや、違うんだというふうな内容の発言ではありますけれども、既にここまで本会議では最終報告まで了解をして、異議がないということで決定した事項だということでご了解願いたいと思います。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私も議会運営委員会の委員をやっておりますが、先ほど議長發議で、町村議長会云々の取り決めによってというお話がありました。これについて、議会運営委員会の委員、全員わかっていますか、その中身について。

私は質疑をしようかなと思ったんです。しかし、町村議会議長会の取り決めによってということで、私も初めて聞く、聞き慣れないことだったものですから、これについてちょっと確認していただきたいと思うし、また、いかに議事進行の発言であれ、

これだけ原発問題の特別委員会が今後継続されるのか、解散なのか、自然消滅なのかということをあいまいにして、議会が逃げるようなことではないと。解散するなら解散するできちんとした理由を説明すべきだし、自動消滅させるのであれば、なぜそのような必要があるのかということも含めて、村民の方々に説明しなければならない。事が命にかかわる問題、原発問題。そのようなことを確認していただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 5 4 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 1 時 5 5 分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま 15 番佐藤富男君より、議事進行についての発言がございまして、この件に関して町村議会の運営に関する基準第 9 4 条というのは理解しているのかというふうなお話もございましたので、これから議会運営委員会を開催していただきたいと思いますので、ご了解願います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後 2 時 3 0 分まで休憩いたします。

（午後 1 時 5 6 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 2 時 3 0 分）

○議長（鈴木宏始君） 15 番佐藤富男君の議事進行発言について、ただいま休憩中に議会運営委員会を開催していただき、答申をいただきましたので、その結果について皆様にご報告を申し上げます。

2 つございまして、1 つは、町村議会の運営に関する基準第 9 4 条についての説明でございます。

このことについては、議会事務局長に説明させますので、お願いをいたします。

議会事務局長。

○参事兼議会事務局長兼監査委員主任書記（松田隆志君） それでは、町村議会の運営に関する基準第 9 4 条について申し上げます。読み上げます。

議員は、自己の所属する委員会の委員長報告については質疑をしない。そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 次に、先ほど休憩に入る直前に、私議長が申し上げたところ、重複しますけれども、もう一度申し上げますが、「放射能対策特別委員会による調査の件は、以上をもって終了したいと思います」と、ここまでが議長の発言でございます。この後段につきまして、「したがって、放射能対策特別委員会は解散すべきものと存

じますが、これに賛成議員の挙手を求めます」というふうに申し上げるわけなんです
が、議会運営委員会でもこの解散について可否をはっきりすべきだという答申でござ
いましたので、これより解散すべきもの、このことについて賛成議員の挙手を求めま
す。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

放射能対策特別委員会による調査の件は、修了することに決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長(鈴木宏始君) ここで、議長に西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会委員
長より、調査経費について追加の申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異
議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

申出書を配付します。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩いたします。

(午後2時33分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後2時34分)

○議長(鈴木宏始君) 配付漏れはございませんか。

◎西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会調査経費について

○議長(鈴木宏始君) それでは、追加提案されました西郷村除染業務委託に関する調査
特別委員会調査経費追加の件を議題といたします。

本日、除染業務委託に関して調査している特別委員会から、調査の必要上、経費を
20万円追加されたいとの申し出がありました。

おはかりいたします。

本件について、西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会の申し出のとおり決定
することに賛成議員の挙手を求めます。

(可否同数)

○議長(鈴木宏始君) ただ今採決の結果、挙手が8名で可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長の決することとなります。

議長は、採決権の行使に当たり、可とすることといたします。

西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会の申し出のとおり、可とすることに決
定いたしました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第47から日程第51までの各常任委員会の閉会中

の所管事務及び所掌事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務調査について閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第52、例月出納検査の結果報告を求めます。

代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員(鈴木光明君) 例月出納検査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

今定例会開会前までに実施いたしました平成25年11月期、平成25年12月期、平成26年1月期の例月出納検査の結果につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

以上、ここにご報告申し上げます。

○議長(鈴木宏始君) 報告が終わりました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては議長に委任いただきたいと思います存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任いただくことに決しました。

◎閉議の宣告

○議長(鈴木宏始君) 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(鈴木宏始君) これをもちまして、平成26年第1回西郷村議会定例会を閉会いたします。

(午後2時39分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年3月24日

西郷村議会 議長 鈴木 宏 始

署名議員 佐藤 富 男

署名議員 室井 清 男